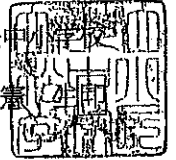




立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立松

校長名 福原



令和3年度 特別支援教室の教育課程について (届)

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- ・個々の児童が社会的自立を目指し、障害に基づく困難の改善・克服のために、自立活動を通して、それに必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。
- ・個々の児童の教育的ニーズに合わせて、各教科の内容を取り扱った自立活動の指導を行い、各教科の学習や学校行事に自信をもって参加する意欲を育む。
- ・個々の児童の指導目標及び手だてについて、家庭と学校の間での共通理解を図り、児童の心身の調和的発達的基础を培う。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・連携型個別指導計画を作成、活用し、個々の児童の教育的ニーズに合った指導を行う。
- ・個々の児童の実態に応じた適切な指導時間を設定する。
- ・指導目標や実態に応じて、個別指導及び小集団指導の形態を選択する。
- ・知能、心理、言語などの検査結果を活用し、臨床発達心理士の助言の基に、指導内容を設定する。
- ・指導目標や手だて、指導終了及び継続について、連携型個別指導計画、活動の記録、面談等を活用して、家庭と学校の間での共通理解を図る。

3 指導の重点

- ◎言語に関する自立活動の指導を通して、自分の考えや思いの表出、他者理解、状況の把握についての理解を促す。そのために、児童の興味関心に即した活動や教材の精選を行う。
- ◎認知行動療法の手法を用いた教材や学習活動を取り入れ、物事を適切にとらえる力及び自己理解の力を身に付けさせる。その上で、個々の特性に合った学習方法について指導する。
 - ・児童が自己の特性について考えることができるように、教師から、状況に応じた声かけを行う。
 - ・定期的な行動観察を行い、在籍学級での児童の様子について評価し、キラリでの学習を在籍学級での活動にいかす意欲に結び付ける。

4 その他の配慮事項

- ・個々の児童の課題をふまえた在籍学級での適応について、学級担任とキラリの担当教師双方の視点から考え、共通理解を図る。
- ・連携型個別指導計画の作成のために、毎学期、学級担任及び保護者との面談を設定する。また、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を活用し、指導目標の適時性、必要性、達成可能性について吟味する。
- ・個人面談や活動の記録を活用して、家庭との情報交換を行い、指導の成果や課題について共有する。
- ・該当児童の関わる医療、療育機関や教育相談等と連携を図り、情報を共有し適切な指導を行う。
- ・臨床発達心理士の巡回日には、児童の行動観察だけでなく、必要に応じて学級担任及び保護者との面談も設定し、専門的な視点からの助言をいただく。
- ・在籍学級担任、保護者による本教室の授業参観を行い、成果や課題についての共通理解を図る。
- ・特別支援教室についての理解教育を、各学級担任と連携して実施する。